

## 山梨県希少種野生動植物保護事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内の希少野生動植物種を保護・保全するため、希少野生動植物種の保護・保全を実施する団体の保護・保全活動に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、山梨県内に所在する希少野生動植物種の保護・保全活動を実施する民間団体、NPO法人、自治会及びボランティア団体とする。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、「2018山梨県レッドデータブック」に記載の希少種のうち、絶滅危惧Ⅱ類以上、準絶滅危惧、情報不足又は絶滅のおそれのある地域個体群に区分される種の保護・保全活動に要する経費のうち、別表に掲げる区分、補助対象経費及び補助率とする。

(補助金等交付申請書等及び提出期限)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 活動経費計算書（第3号様式）
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、別表の各項目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、前条の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、前条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、補助金を交付すべきものと認め、交付の決定をしたときは、補助金の交付申請者に補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

#### (実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第6号様式）を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第7号様式）
- (2) 精算書又はこれに代わる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が完了しない場合において補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、当該会計年度終了時点における実績について年度終了実績報告書（第8号様式）を交付決定した年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (額の確定)

第8条 知事は、事業実績報告書の提出を受けた場合には、速やかに検査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12号によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率	その他
謝金	・講習会等開催での講師や専門家への謝金及び旅費	当該経費のうち、10/10以内とする。	2万円を上限とする。
旅費	・宿泊費 ・交通費		
備品・消耗品費	・資材購入費 ・保護・保全活動等に係る機材購入費 ・飲料水等の購入費		
燃料費	・事業で使用する車両及び機材の燃料費		
役務費	・講習会等資料印刷費 ・保護・保全活動等に係る傷害保険料		
外部委託費	・保護・保全活動等の外部委託費		
使用料・賃借料	・会場使用料 ・車両賃借料 ・機材等賃借料		
事務管理費	・事務用品費 ・通信費 ・郵送費 ・手数料等		2万円を上限とする。
その他知事が必要と認める費用			補助対象とすることが 適当でないと認める経 費を除く。
			補助対象事業は、1申請あたり2万円以上の事業とし、1団体あたり補助金額上限10万円とする。